

赤塚税務会計事務所通信

年末調整改正事項

～ひとり親控除と所得金額調整控除～

今年も残すところあと1ヵ月となりました。今年の年末調整では、今までに見慣れない書類があったかと思えます。所得税関係では毎年のように制度改正がされているため、「また変わったの!」と思われる方も多いのではないのでしょうか。そこで今年の年末調整の改正事項を簡単にまとめてみます。

ひとり親控除

今までは、配偶者の死亡、離婚等によって配偶者がいなくなった場合で子を扶養している場合に限り、「特別の寡婦」として、税制上の減税措置がありました。「特別の寡婦」に該当するためには、婚姻していたことが必要になるため、一度も婚姻していないいわゆる未婚の親については、減税措置の対象外となっていたのです。

親一人で子を育てているという経済的状況が同じにも関わらず、婚姻していたことがあるかないかの違いにより、所得税額が異なってしまうことが問題視され、ひとり親控除制度が創設されました。

ひとり親控除の要件は次の通りです。

- イ 同一生計の子を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万以下であること。
- ハ 事実婚と認められる人がいないこと。※

※ 事実婚の判断は、住民票に未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる記載があるか否かにより行います。

所得控除額は、従来の「特別の寡婦」同様に35万円となります。

寡婦控除

ひとり親控除の創設に伴い、寡婦(寡夫)控除の見直しが行われました。寡夫控除は、ひとり親控除へ統合されたため廃止となり、寡婦控除の場合には、ひとり親控除同様に、事実婚と認められる人がいないことが要件として加わりました。具体的な適用要件は次の通りです。

- ・離婚の場合
 - イ 扶養親族を有すること。
 - ロ 合計所得金額が500万以下であること。
 - ハ 事実婚と認められる人がいないこと。
- ・死別又は生死不明の場合
 - イ 合計所得金額が500万以下であること
 - ロ 事実婚と認められる人がいないこと。

所得控除額は27万円となります。

～裏面に続きます～

所得金額調整控除

今年創設された所得金額調整控除ですが、その背景としては、基礎控除が 38 万円から 48 万円に 10 万円増額され、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ 10 万円ずつ減額されたことが原因となっています。

所得金額調整控除は、①子ども等を有する場合と、②給与所得と年金所得の双方を有する場合の 2つがあります。以下、制度の概要を確認していきましょう。

①子ども等を有する場合

①の制度趣旨としては、給与所得控除の引き下げに伴い、所得税の負担が大きくなる給与収入 850 万を超える人のうち、23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族を有する人について、税負担を軽減することあります。

要件は、イ所得者本人が特別障害者であること、ロ同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で

あること、ハ 23 歳未満の扶養親族を有することのいずれかです。

②給与所得と年金所得の双方を有する場合

②の制度趣旨としては、基礎控除の 10 万円の増額に対して、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ 10 万円減額されたため、給与所得と年金所得の双方を有する人は、10 万円分所得控除が減額してしまうことを防ぐことにあります。

年末調整については、上記の2つの所得金額調整控除のうち、①子ども等を有する場合のみが対象となります。②の給与所得と年金所得の双方を有する場合の所得金額調整控除は、確定申告により控除することになります。

以上が今年の年末調整の改正事項になります。年々複雑になる年末調整ですが、給与所得者の第一次的な税額確定手続きですので、慎重な計算を心掛けたいものです。

☺ 事務所スタッフよもやま話 ☀

先日、娘と一緒にクリスマスツリーの飾りつけをしました。

毎年、ツリーの高さが子供の成長とともに低く見えるようになっていましたが、今年はどうとう子供の身長の方が高くなっていました。娘も「こんなにツリーが小さかったけ。」とっていました。子供の成長は早いですね。でもまだサンタクロースがいると信じているようです。今年はどうな仕掛けをしようかな…



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！